

(様式1)

令和 年 月 日

鶴岡市長 佐 藤 聡 様

(住 所) 鶴岡市

(申請者)

令和7年度補助金等交付申請書

令和7年度において、鶴岡市住宅リフォーム支援事業を実施したいので、
金 円を交付されるよう、鶴岡市補助金等に関する規則
第3条の規定により関係書類を添付して申請します。

(様式2)

事業計画書

鶴岡市長 佐藤 聡 様

(申請者の住所) 〒 _____ 鶴岡市

(リフォーム住宅の場合) 〒 _____ 鶴岡市

氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

下記内容のとおり、相違ありません。

尚、国・県・本市等の他の制度による補助又は給付等の対象となる工事（重複を認める対象工事を除く）と本補助対象工事は重複しません。

また、鶴岡市暴力団排除条例で定められる暴力団員及び暴力団員等でないことを誓約します。

記

世帯種別	☐ 移住世帯（令和 年 月 日 県外・県内 から移住） ☐ 新婚世帯（令和 年 月 日 結婚（予定）） ☐ 子育て世帯 ☐ 上記以外の世帯（一般世帯）		
過年度申請状況	☐ 過去にこの補助金に申請したことがある		
工事予定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
リフォーム住宅の所有者	☐ 申請者本人 ☐ 2親等以内の親族が所有 申請者との続柄（ ） ※親族(2親等以内)の方がリフォーム工事を行う場合、下記に所有者の承諾欄の記入が必要です。		
住宅所有者の承諾欄	私が所有する住宅について、上記の申請者が、鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けて工事実施することを承諾します。（※住所氏名は所有者が自筆で記入してください。） 《住宅所有者》住所：鶴岡市 氏名： ※申請者が住宅所有者の場合記入不要		
要件工事	☐ 寒さ対策・断熱化 ☐ 克雪化	☐ バリアフリー化 ☐ 地場産木材	基準点合計 点
加算項目	☐ 鶴岡産材使用（ ☐ 構造材等 ☐ 造作材等） 鶴岡産木材使用予定量 _____ m ³ ☐ 福祉世帯（ ☐ 高齢者のみ世帯 ☐ 障害児者 ☐ 医療的ケア児 ） ☐ 多子世帯 ☐ 空き家活用 購入（相続）年月日（予定）：令和 年 月 日 ☐ 中心市街地内【加算】		
リフォーム補助対象工事費	円	補助申請額 （様式2－別で算出した補助金額）	円
施工者 又は 設計者	名称：		担当者名：
	住所：鶴岡市		連絡先Tel： () _____

補助金額算出表

①リフォーム補助 リフォーム補助対象工事費 …… 円

	世帯区分、要件など	該当 チェック	補助率	上限額	補助金額
補助 基本 額	移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯に該当 (②、③に該当する場合を除く。) ・移住世帯 …令和2年4月1日から実績報告書を提出する日までに鶴岡市外から鶴岡市に移住し、又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手県、宮城県及び福島県に限る。)に居住し、かつ、実績報告書を提出する日までの間に鶴岡市に移住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項の規定による転入届を鶴岡市へ提出した者が世帯員として属している世帯 ・新婚世帯 …申請日時点において婚姻した日から5年以内である世帯員又は婚姻を予定している世帯員がいる世帯 ・子育て世帯 …平成19年4月2日以後に出生した世帯員又は妊娠している世帯員がいる世帯	☐	20%	30万円	円
	上記以外の世帯(一般世帯)に該当	☐	10%	20万円	円
補助 加算 額	【鶴岡産材使用】鶴岡産材を1.5㎡以上又は仕上げ材で0.3㎡以上使用するリフォーム工事	☐	5%	10万円	円
	【福祉世帯】65歳以上の高齢者のみの世帯で住民税非課税世帯又は、下肢、体幹機能障害3級以上の障害児者若しくは医療的ケア児がいる世帯で、バリアフリー化の要件を含む工事	☐	5%	10万円	円
	【多子世帯】平成19年4月2日以後に出生した子が3人以上いる世帯(出産予定を含む。)	☐	5%	10万円	円
	【空き家活用】空き家をリフォームする工事 【中心市街地内の空き家活用】 市街地内に所在する空き家をリフォームする工事	☐ ☐	5% 10%	10万円 20万円	円 円
補 助 額 合 計 合計時に千円未満切捨て					① 円

②特別枠 リフォーム補助対象工事費 …… 円

世帯区分、要件	該当 チェック	補助率	上限額	補助金額
「移住世帯」かつ「空き家活用」に該当	☐	20%	200万円	②(千円未満切捨て) 円

③中心市街地特別枠 リフォーム補助対象工事費 …… 円

世帯区分、要件	該当 チェック	補助率	上限額	補助金額
「移住世帯」、「新婚世帯」又は「子育て世帯」のいずれかに該当し、かつ、「中心市街地内の空き家活用」に該当	☐	30%	300万円	③(千円未満切捨て) 円

リフォーム補助金額 …… ①、②、③のいずれか 円

(様式3)

区分	番号	工 事 内 容	基準点	数量	工事点
寒さ対策・断熱化	1-1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10 点/工事	工事	点
	1-2	外部に面する住宅の開口部に様式7の基準を満たす建具を設置する工事	5 点/箇所	箇所	点
	1-3	熱交換換気システムを設置する工事	4 点/箇所	箇所	点
	1-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に様式7の基準を満たす断熱材を使用する工事	2 点/㎡	㎡	点
	1-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
バリアフリー化	2-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/㎡	㎡	点
	2-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所	箇所	点
	2-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10 点/㎡	㎡	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所	箇所	点
	(4)	身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3 点/箇所	箇所	点
	2-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	便所の床面積を増加させる工事	10 点/㎡	㎡	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/箇所	箇所	点
	2-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)	長さが 100cm 以上の手すりを取り付けるもの	2 点/m	m	点
	(2)	長さが 100cm 未満の手すりを取り付けるもの	2 点/箇所	箇所	点
	2-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事			
	(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10 点/㎡	㎡	点
	(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5 点/㎡又は 2 点/箇所	㎡ 箇所	点
	2-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所	箇所	点
	(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所	箇所	点
	(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事			
		ア 住宅出入口の戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10 点/箇所	箇所	点
		イ 住宅出入口の戸を吊戸方式に変更するもの	5 点/箇所	箇所	点
		ウ ア及びイ以外のもの	2 点/箇所	箇所	点
	2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はとこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/㎡	㎡	点
	2-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
克雪化	3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計 5m 未満 5 点 累計 5m 以上 10 点	m	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1 階分につき 5 点	箇所	点
	3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所	箇所	点
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10 点/箇所	箇所	点
	(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
	3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点
木材	4-1	住宅に県産木材の認証合板又は鶴岡産木材を使用した工事 (次ページの【様式4】鶴岡産材等木材使用予定数量表を記入すること。)	2.5 点/0.1 ㎡	㎡ (0.1 ㎡未満は切捨て)	点
				基準点 合計	点

(様式4)

鶴岡産材等木材使用予定数量表

鶴岡産材使用(4-1)

使 用 部 位	総使用予定量	うち鶴岡産材使用予定量		
	材積 (m ³)	材積 (m ³)	樹 種	産地名
合 計	木材総使用予定量 m ³	鶴岡産材総使用予定量 m ³		

※ 1石=0.2783m³で計算してください。 また、記入しきれない場合は、別紙添付してください。

(様式5)

市税に対する納税調査承諾書

令和7年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金の審査・決定に関して、納税証明書
の提出にかえて市税等の賦課及び納付状況等に関する資料を閲覧することについて
承諾します。

令和 年 月 日

申請者 (住 所) 鶴岡市

フリ ガナ
(氏 名)

(生年月日) T・S・H 年 月 日生

(住 所) 鶴岡市

フリ ガナ
(氏 名)

(生年月日) T・S・H 年 月 日生

(住 所) 鶴岡市

フリ ガナ
(氏 名)

(生年月日) T・S・H 年 月 日生

鶴岡市長 佐藤 聡 様

リフォームを行う住宅が共有の場合、権利者全員の承諾が必要です。
また、申請者と住宅所有者が違う場合（2親等以内の親族の方がリフォームを行う場合）も申請者、所有者の納税調査承諾が必要です。

(様式 6)

交付申請添付書類チェックリスト		申請者 チェック欄	市チェック欄
全 て の 申 請 者	1) 【様式 1】補助金交付申請書	☐	☐
	2) 【様式 2】事業計画書 及び【様式 2-別】補助金額算出表	☐	☐
	3) リフォーム等工事の見積書の写し ※併用可能な他の補助を利用する場合は、補助対象とそれ以外がわかるようにしたもの	☐	☐
	4) リフォーム等工事の工事内容が分かる図面 (平面図等、補助対象工事となる箇所の全てが分かるもの)	☐	☐
	5) 着工前カラー写真 (補助対象工事となる箇所の全てが写っているもの)	☐	☐
	6) 【様式 5】市税に対する納税調査承諾書 ※前年度住所が鶴岡市外の場合は、前年度住所があった市区町村の納税証明書を添付	☐	☐
	7) 建物の所有権が分かる書類(住宅の固定資産税・都市計画税納税通知書(最新年度版)の写し等) ※納税通知書を紛失した場合は固定資産税課税台帳の写し(有料)が必要となります	☐	☐
	8) 【様式 3】工事基準点算出表	☐	☐
	住宅リフォーム支援事業補助金以外で市の補助(福祉、下水道、再生可能エネルギー等)を同時に行う工事である	はい ☐ いいえ ☐	☐
	県の補助(山形未来くるエネルギー補助金等)を同時に行う工事である	はい ☐ いいえ ☐	☐
国の補助(子育てグリーン住宅支援事業、先進的窓リノベ 2025 事業等)を同時に行う工事である	はい ☐ いいえ ☐	☐	
該 当 す る 方 の み	9) 鶴岡産木材を使用したリフォーム工事の場合は、【様式 4】鶴岡産材等木材使用予定数量表を記載(要件工事に該当するしないに関わらず)	☐	☐
	10) 建築確認申請を伴うリフォーム工事の場合は建築確認済証の写し	☐	☐
	11) 移住世帯、新婚世帯、子育て世帯、多子世帯の場合は、住民票謄本の写し(新婚の場合は婚姻年月日が分かる戸籍謄本の写し等の資料) (申請時に婚姻していない場合は、婚約証明書を提出し、実績報告時に住民票謄本の写しと戸籍謄本の写しを提出。また、申請時に出産予定の場合は、母子手帳の写しを提出。)	☐	☐
	12) 福祉世帯で申請時において満 65 歳以上の世帯員のみの世帯の場合は、住民票謄本の写し及び世帯員全員の前年分の所得・課税証明書の写し	☐	☐
	13) 福祉世帯で下肢、体幹機能障害 3 級以上の障害児者がいる世帯又は医療的ケア児がいる世帯は、身体障害者手帳の写し及び住民票謄本の写し	☐	☐
	14) 空き家活用の場合は所有者移転した年月日が分かる書類(建物の全部事項証明書の写し、売買契約書の写し等及び売買により取得した空き家にあつては中古住宅診断を受けたことが分かる資料)	☐	☐
	15) 空き家バンク登録の場合は「NPO 法人つるおかランド・バンク」が実施する空き家バンク事業に登録された空き家であることが分かる資料及び住民票謄本の写し	☐	☐
16) 要件工事が 1-2 又は 1-4 に該当する場合は、【様式 7】断熱性能チェックシート及び断熱性能を確認できる資料(商品カタログや参考資料等)	☐	☐	

(申請者)